

犯罪被害者等に関する法律の年表 ～あすの会の歩み～

年表

- 2000年 1月23日 全国犯罪被害者の会 設立
- 2000年 5月12日 犯罪被害者保護二法 成立
・刑事訴訟法及び検察審査会法の一部改正
・刑事手続きに付随する措置に関する法律
- 2000年 5月18日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 成立
- 2000年11月28日 少年法の一部を改正する法律 成立
- 2001年 4月 6日 犯罪被害者等給付金支給法 改正
- 2001年11月28日 危険運転致死傷罪の新設(刑法改正)
- 2004年12月 1日 犯罪被害者等基本法 成立
刑法等の一部を改正する法律
刑事訴訟法の一部改正
- 2005年12月27日 犯罪被害者等基本計画閣議決定
- 2007年 6月20日 改正刑事訴訟法 成立
・被害者参加制度
・損害賠償命令制度
- 2008年 4月11日 犯罪被害者支援法 改正
・休業損害を考慮した給付額加算
- 2008年 4月16日 犯罪被害者国選弁護人制度 成
立
・弁護士の選定、費用負担
- 2008年 6月11日 少年法の一部を改正する法律 成立
・被害者等の少年審判の傍聴



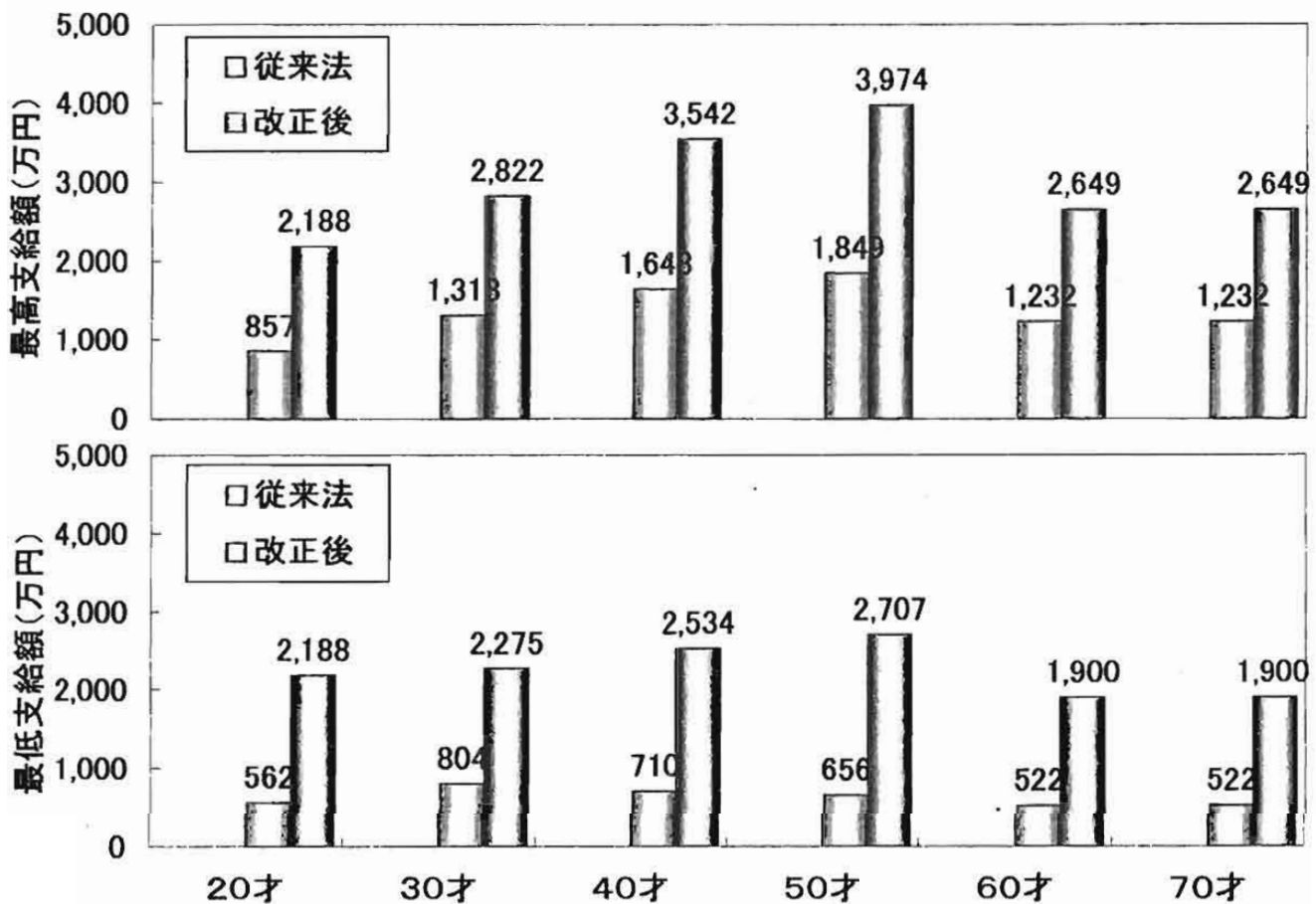
全国犯罪被害者の会

犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律 (略称: 犯罪被害者支援法)

平成19年4月11日。
犯罪被害者支援法が大幅に改訂されました。

現在、犯罪被害者に対する経済的支援の柱は、犯罪被害者給付金支給法(以下、犯給法と略す)です。
しかしながら、これまでの犯給法では支給金額が少なく、被害者が犯罪による危機的状況から生計を立て直すための一時金としては、十分ではありませんでした。
これらの状況を踏まえ、今回の法改正では、支給額が大幅に引き上げられ、最高支給額だけでなく、最低支給額も改善されました。

【参考額障害給付金(1級、但し常時介護の場合)】



全国犯罪被害者の会

2001年11月18日
第3回 シンポジウム・総会
「被害者のための正義をめざして」
一刑事司法は誰のためにあるのかー
日比谷三井ビル 8階ホール
(東京都千代田区)

2002年9月15日～9月29日
ヨーロッパ調査団派遣
(ドイツ・フランス)
岡村勲・諸澤英道・垣添誠雄
白井孝一・酒井宏幸・河野敬
守屋典子・高橋正人・小山美希
2002年12月7日
「ヨーロッパ調査報告書」上梓

2002年12月8日
第4回 シンポジウム・総会
「被害者の刑事手続きへの参加を目指して」
一刑事司法は誰のためにあるのかー
日比谷三井ビル 8階ホール
(東京都千代田区)

あすの会には2つの支援組織があります。

あすの会を支援するフォーラム

代表発起人・・・瀬戸内寂聴・樋口廣太郎
奥田 碩・石原慎太郎

2000年9月21日発足

~~~~物心両面で支える事を目的~~~~

**犯罪被害問題研究会**

- ・訴訟参加研究会
  - ・補償制度研究会
  - ・憲法調査研究会
- 上記3つの研究会が活動中



第一次ヨーロッパ調査団 成田空港にて



経団連 奥田 碩会長と